

様式第2号(第8関係)

会議の開催結果

1 会議名	平成19年度 第2回 さいたま市特別職報酬等審議会
2 開催日時	平成19年10月11日(木) 15時から
3 開催場所	さいたま市役所 別館2階 特別会議室
4 出席者名	利根会長、青島(祐)委員、荻野委員、川本委員、 坂本委員、高村委員、福田委員
5 議題及び公開・非公開の別	議題 市議会議員の報酬の額並びに市長及び副市長の 給料の額について 【公開】
6 非公開の理由	
7 傍聴人の数	報道関係者 なし 一般傍聴者 なし
8 審議内容	別紙議事録のとおり
9 その他	



平成19年度 第2回さいたま市特別職報酬等審議会議事録

1 日 時 平成19年10月11日(木) 15時00分～16時30分

2 場 所 さいたま市役所 別館2階特別会議室

3 出席者

(1) 委員	青島 祐子 委員	高村 具爾 委員
	荻野 廣子 委員	利根 忠博 委員(会長)
	川本 宜彦 委員	福田 博之 委員
	坂本 和哉 委員	
(欠席)	青島 朋子 委員	金子 福治 委員
	貝山 道博 委員	

(2) 事務局	総務局長	人事部長
	人事部次長	給与課長 外4名

(3) 議会事務局	事務局長	参事兼総務課長
-----------	------	---------

4 傍聴者 なし

5 審議項目 議題 市議会議員の報酬の額並びに市長及び副市長の給料の額について

6 議事の経過

- (1) 開会
- (2) 会長挨拶
- (3) 第2回会議資料の説明
- (4) 審議事項
市議会議員の報酬の額並びに市長及び副市長の給料の額について
- (5) 各委員からの意見聴取
- (6) 意見集約する上での前提条件を確認
- (7) 審議会としての意見集約
- (8) 閉会

7 審議の内容

- (1) 第2回会議資料の説明
 - ① 事務局より配布資料の説明

- ・ 配布資料「さいたま市特別職報酬等審議会<第2回 資料>」
- ・ 資料目次1について、第1回資料の作成根拠となる旧自治省行政局長通知等を説明。
- ・ 資料目次4について、第1回資料中、当該資料が減額調整前の報酬額での比較であったため、改めて減額調整後の報酬額での比較表を提示。
- ・ 資料目次5について、さいたま市の本会議及び委員会等の開催日数が他の政令指定都市に比べ、少ないとの第1回審議会での意見に対し、さいたま市は効率的な本会議等の開催を実施している状況を説明。さらに、効率的な開催を実施することにより、本会議及び委員会等が開催される毎に支給されていた費用弁償（1日5,000円：平成19年3月廃止）についても財政的な負担が減少したことを併せて説明。

② 委員の意見・質問

- ・ なし

(2) 審議事項

議題 市議会議員の報酬の額並びに市長及び副市長の給料の額について

- ・ 第1回の審議会での検討及び第2回資料を踏まえ、各委員の意見を聴取し、審議会としての意見を集約の上、市長への意見報告書を作成する。

① 委員の意見・質問（欠席委員の意見を含む）

- ア 市長及び副市長の給料額については、他の16政令指定都市の平均月額と均衡していることから妥当である。
- イ 議員の報酬については、他の政令指定都市より非常に高いという印象を受ける。第1回資料「議員報酬の住民1人あたり額調べ」では、政令指定都市中、住民1人あたり額が5番目に高額となっている。政令指定都市として新市であるならば報酬の額も妥当だが、さいたま市は政令指定都市への移行から5年を経過していることから、改めて報酬の額を考えるべきである。
- ウ 住民1人あたり額の政令市平均「461円」をさいたま市の推計人口で乗じた金額を議員報酬の基準額とした場合、さいたま市の議員報酬総額から10,930万円も減額できることを考えれば、多少なりとも報酬の面で努力すべきである。
- エ 議員定数について、さいたま市は法定定数64に対して条例定数も64としているが、神戸市及び新潟市を除き他の政令指定都市では条例定数を減員している。この問題も今後の検討課題となるのではないか。

- オ 各政令指定都市の改定状況の傾向として、第2回資料「各都市特別職の給料月額」の改定状況から、マイナス改定を実施した市は、全政令指定都市の平均額に近づけるような改定の傾向にあるのではないか。平均額が果たして良いかどうかは議論があるが、平均額に落ち着くというのは抵抗感が少ない。妥当なところである。
- カ さいたま市の場合、全政令指定都市の平均額と比較してみると、市長はマイナス20,000円、副市長はマイナス16,000円、議長は平均額、副議長はマイナス8,000円、議員は平均額より4,000円高い結果となる。いずれにしても平均額に近い額となっている。
- キ 第2回資料「各都市特別職の給料月額」から、仙台市の平成18年4月の改定は、市長の給料額がさいたま市長と同額、副市長、議長、副議長並びに議員の給料額等いずれも、さいたま市よりマイナス10,000円となっている。さいたま市の給料額等を参考にしているのか。
- ク 各政令指定都市の動向等を考え、あるいは、さいたま市の他の政令指定都市の平均額との誤差を考え、現行の給料額等については引下げる必要は無い。なお、給料額等の上げを考えた場合は、平均額のマイナス分をカバーするぐらいが良いのではないかと。
- ケ 第1回資料の第一印象として、議員の報酬は高いと感じた。
- コ 民間企業における今年の賃上げ要求は相当厳しい状況であったこと、更に最低賃金の改定についても10円を上げるのが非常に大変であった状況から、市長、副市長及び議員の給料額等については現状の減額措置を維持することで如何か。
- サ 可処分所得が全体的に減少傾向にあり、6月からは定率減税等も廃止になって、市民の負担が増えている中、市長及び議員の給料額等を上げることになれば、市民感情は如何なものか。
- シ 市長及び議員等の業績及び評価が給料額等に加味されていない。民間では、業績不振は即、給料等に反映されているのが現状であり、政令指定都市の平均額及び他の政令指定都市の給与改定の引下げ率を参考に、市長等の給料額等を検討するのは如何か。
- ス 第1回資料「市長及び副市長の給料額等の調べ」等を時給換算し、他の政令指定都市と比較したところ、市長及び議員等の給料額等は17政令指定都市の中位に位置する。人口推移もさいたま市は中位に位置しており、現行の給料額等は妥当な給与水準ではないかと思われる。

- セ 第1回資料の印象として、現行の市長及び議員等の給料額等は他の政令指定都市とのバランスを意識して決定しているように思われることから、妥当な額ではないか。
- ソ 議員の報酬を第1回資料「各政令市の市議会本会議及び委員会の開催日数調べ」で検証した場合、活動が活発では無いように思われたが、第2回資料「議員の活動内容」での補足説明により報酬は妥当なところである。
- タ 当審議会では、議員の報酬の使途、例えば政務調査費の領収証をどうするか等は審議事項の範疇外なのか。
- チ 市民感情から、議員の報酬の使途等についても当審議会の審議事項となるよう検討していただきたい。
- ツ 市長及び副市長の給料額については、一般職職員の給与構造の見直しに準じた改定が必要である。
- テ 議員の報酬については、平成16年の答申で大幅な引上げを実施しているところであるが、今回は大きく見直すべきである。第1回資料「他の政令指定都市との市議会議員の報酬額比較」において、新しく政令指定都市に移行した市の中で、さいたま市は突出して高い報酬額となっている。
- ト 第1回資料「各政令市の市議会本会議及び委員会の開催日数調べ」でも分かるとおり、さいたま市は他の政令指定都市に比べ、大幅に開催日数が少なく、更に「さいたま市の議案取扱件数」においても、平成18年度は議案取扱件数が激減しているところである。市民の代表として意見を述べる立場の議員が高い報酬の上に漫然と活動している状況はおかしいのではないか。
- ナ 議員の報酬については、10%以上の大幅な減額を実施するとともに、議員の定数を削減するべきである。
- ニ 市長及び議員等の給料額等については、さいたま市の一般職職員の給与とのバランスを取ることが肝心であることから、減額改定を実施するべきである。減額幅については、他の政令指定都市とのバランスを考慮するとともに、国家公務員の給与改定を踏まえて改定を実施した市を中心に参考にするべきである。
- ヌ 市長及び議員等の給料額等については、市民から選ばれた名誉ある職責にふさわしい給与体系を確立する必要がある。
- ② 委員の意見・質問に対する事務局の説明・回答
- ア 他の政令指定都市も報酬審議会を開催する際に、各政令指定都市の改定状況及び給料額等を調査し、報酬審議会の資料としている。

特定の1市の給料額等を参考に、改定を行っているところは無いと考える。一般職職員の給与改定率等を主な改定理由として、改定を行っているところである。(①ーキ)

イ 市長及び副市長の給料の額並びに議員の報酬の額について、当審議会の意見をお願いしているところである。(①ータ)

(3) 会長より意見集約する上での前提条件を確認

・ 第1回資料「市長及び副市長の給料額等の調べ」並びに「市議会議員の報酬等の調べ」において、減額措置についての記載があるが、減額措置は各政令指定都市が個々の特殊な事情により自ら実施しているものであることから、当審議会の審議対象は、あくまでも減額措置前の現行の給料額等について審議していただきたい。

・ 平成16年度の答申により改定した現行の給料額等は妥当であるという意見もあるが、第2回資料「各都市特別職の給料月額改定状況」で示しているとおおり、平成16年度以降に改定した他の政令指定都市の状況等を踏まえ、現行の給料額等を審議していただきたい。

・ 今回の当審議会の意見については、現行の給料額等を引上げるのか、引下げるのか、または、現状維持とするのか、その方向性を市長へ報告するものであり、何%の改定率が良いかどうかは別途市長から諮問された場合に審議するものである。

① 委員の意見・質問

ア 埼玉県知事は給料月額20%の減額措置を実施しているが、減額措置期間はいつまでか。

イ 埼玉県知事の20%の減額措置に対し、さいたま市長は10%の減額措置である。個々の事情により自ら減額措置を実施しているならば、埼玉県知事より減額後の給料月額が高い違和感を解消すべきではないか。

ウ 第2回資料「各都市特別職の給料月額改定状況」について、静岡市及び浜松市の改定事由が一任期総支給額を基準にとあるが、新しく政令指定都市となる市への国からの指導なのか。

エ 議員の費用弁償について、平成19年3月の廃止により、歳出削減の影響額は。また、他の政令指定都市における費用弁償廃止の状況は。

オ 第2回資料「各都市特別職の給料月額改定状況」を参考にすると、新しく政令指定都市に移行した静岡市及び浜松市を除く6市においてマイナス改定を実施している。

6市におけるマイナス改定は、人事院勧告により一般職職員の給料額が減額されたことに伴う結果だと考える。

- カ 現行の給料額等で改定を検討する上で、減額措置後の給料額等との関連は。
- キ 現行の給料額等で考えた場合、平成16年度以降に改定した政令指定都市が8市あるが、平成20年度に他の政令指定都市において改定の予定はあるのか。民間では、他社との情報交換が非常にきめ細かく行われており、他社の動きへの対応が行い易い。他の政令指定都市の動向は把握できていないのか。
- ク 現状が減額措置後の給料額等で推移しているならば、減額措置後の水準まで給料額等を引下げるのはどうか。
- ケ さいたま市が13番目に政令指定都市に移行したことを踏まえ、第1回資料「市長及び副市長の給料額等の調べ」等の数値を考えた場合、さいたま市の現行の給料額等は他の政令指定都市と比較した上で、妥当な額だと考える。
- コ 第2回資料「各都市特別職の給料月額の変動状況」の他の政令指定都市の改定を考慮し、何らかの引下げが必要ではないか。
- サ 第1回資料「給与改定率の推移」で示しているとおり、平成16年度以降、さいたま市の一般職職員の給与改定率が累計マイナス5.16%となっている状況を参考に、市長等の給料額等を検討すべきでないか。
- シ 市長等の給料額等の引上げを検討する余地は無い。さいたま市の一般職職員の給与改定率であるマイナス5.16%を反映させるか、若しくは現行の給料額等を維持するかの検討である。
- ス 第1回資料「市長及び副市長の給料額等の調べ」において、平成18年の仙台市の改定を例に見ると、市長、副市長、議員等の引下げ率は一律ではなく、マイナス1%から1.5%である。また、新潟市においては、非常に小幅な引下げ率となっている。1つの考えとして、現行の給料額等が受け入れがたい世論であるならば、仙台市及び新潟市を前例として、小幅な引下げ率はどうかであろうか。
- セ 具体的な給料額等の引下げ改定率を決定する必要があるのか。
- ソ 第2回資料「各都市特別職の給料月額の変動状況」について、各政令指定都市の改定率に相違があるが、改定率というのは5%前後なのか。
- タ 各都市特別職とも改定率を同一に合わせているわけではないのか。
- チ 第1回資料「給与改定率の推移」について、さいたま市の給与構造の見直しの実施時期は。
- ツ 第2回資料「各都市特別職の給料月額の変動状況」について、千葉市のマイナス4.8%の改定率は、一般職職員の給与構造の見直しのマイナス改定を反映させた特別職のマイナス改定なのか。

テ 第1回資料「政令指定都市職員数等一覧」において、さいたま市の職員数は9,382人である。民間の感覚で市長の職務を置き換えた場合、社員数10,000人の大企業の代表権を持ったトップが市長である。土曜日、日曜日及び祝日も無く、朝から晩までの激務に対して、市長の給料月額は低いのではないか。

② 委員の意見・質問に対する事務局等の説明・回答

ア 第1回資料「市長及び副市長の給料額等の調べ」に記載してあるとおり、平成19年8月30日までの減額措置期間となっているが、先の新聞報道等では、再度12月の県定例会に減額措置を上程するという報道があったところである。(①-ア)

イ 国からの指導は無い。政令指定都市にふさわしい給料月額への引上げは、年収総額への引上げにも反映することから、改定事由での方法により給料月額の改定を実施したものとする。(①-ウ)

ウ 資料が無いので、次回の審議会において回答する。(①-エ)

エ 例として、現行の給料額等をマイナス10%として答申した場合、市長等が答申どおり給料額等の10%を減額し、さらに、独自の理由等で減額措置を実施する可能性はある。つまり、審議会においては、あくまでも現行の給料額等における改定の有無を検討することとなる。(①-カ)

オ 他の政令指定都市における審議会の開催結果等により情報を得ているところであり、他の政令指定都市においても一定の時期に給料額等の見直しを図ることは考えられることである。(①-キ)

カ 現行の給料額等の維持か、又は、引下げるのであれば引下げの理由を提示し、当審議会において市長へ報告するものである。(①-セ)

キ さいたま市の場合、前回の改定から改定率を積み上げた結果が、マイナス5.16%である。他の政令指定都市において毎年改定を実施している市の場合については、当該資料の改定率となっているところである。(①-ソ)

ク 各都市特別職とも前回改定から一般職職員の改定結果を考慮し、それぞれの改定を実施しているとする。第2回資料「各都市特別職の給料月額の改定状況」の改定率に相違があるのは、給与構造の見直しの実施時期によるものとする。(①-タ)

ケ 給与構造の見直しについて、さいたま市は平成19年4月1日に実施済みである。(①-チ)

コ 千葉市は、平成18年4月1日に一般職職員に対する給与構造の見直しを実施しており、特別職については、平成18年7月1日に一般職職員の改定率を含めたマイナス4.8%の改定を実施したも

のである。また、川崎市及び名古屋市についても一般職職員の給与改定率を特別職に対しても同様に実施しているところである。(①ーツ)

(4) 会長による審議会としての意見集約

- ・ 審議会として、現状維持か、引下げか、又は、引上げかを決めなければならない。
- ・ 前提条件として、市長、副市長及び議員等が実施している減額措置については、給料額等の改定の必要を検討する上では加味しないこととする。
- ・ 社会経済情勢は依然厳しい状況にある中、特別職の給料額等をこのまま維持するのは如何か。

① 会長による各委員の意見集約

- ・ 特別職の給料額等の改定については、さいたま市の一般職職員給与のマイナス改定の状況及び他の政令指定都市の改定状況を考慮し、引下げの方向で報告書を作成する。
- ・ 報告書には各委員の主な意見を掲載する。
- ・ 報告書については後日各委員へ送付する。

② 委員の意見・質問

- ・ 特になし

(5) 市長への意見報告後の審議会について

- ・ 市長が当審議会の意見報告を受け、市長から改定額及び改定時期についての諮問があった場合には、改めて当審議会を開催し、当該事項を審議することとなるので、よろしくお願ひしたい。

(6) 閉会

平成 19 年 11 月 7 日

会 長

利根忠博